

議 員 派 遣 書

平成 29 年 3 月 27 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 盛岡市議会議会報告会

- (1) 派遣目的 盛岡市議会議会報告会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 29 年 5 月 10 日から平成 29 年 5 月 11 日まで
- (4) 派遣議員 議長において決定する 37 名以内の議員